

令和4年12月16日

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 池 崎 学

一般競争入札について下記のとおり実施するので、陸上自衛隊が示す「入札及び契約心得（令和4年3月24日）」等関係事項を承諾のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 品名等

品	名	・	規	格	・	単	位	・	数	量
おの	洋形	1.	8Kg	ほか3件	別紙第1内	訳書のと	おり			

(2) 納 期 令和5年7月31日

(3) 納 地 陸上自衛隊苗穂分屯地

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4年度有効の全省庁統一競争参加資格「物品の販売」の「A」、「B」又は「C」の格付を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 別紙第2「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

3 契約条項等を示す場所

契約条項及び「入札及び契約心得」については、北海道補給処調達会計部に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

4 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 令和5年1月17日（火）10時00分

(2) 場 所 陸上自衛隊北海道補給処調達会計部入札室

5 落札決定方法

(1) 総品目総額により決定する。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、同額の場合は抽選とする。

6 保証金に関する事項

(1) 入札保証金は免除する。

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従った契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金は免除する。

ただし、契約者が「入札及び契約心得」に従った契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10を違約金として徴収する。

7 入札の無効

(1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札

(2) 入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札金額、入札者及び担当者氏名、連絡先の記載がない入札書

(4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書

(5) 電話、電報及びFAXによる入札

(6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

8 契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成する。

9 その他

(1) 入札書の記載要領等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

なお、落札決定は、消費税抜きの金額で発表する。

(2) 郵便入札

ア 郵便による入札参加を推奨（コロナウイルス感染防止のため）

イ 郵便入札の要領等

(ア) 送付先

〒061-1393 恵庭市西島松308

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課

(イ) 送付期限

令和5年1月16日（月）17時00分（必着）

- (ウ) 送付要領
 - a 入札書は、「おの 洋形 1.8Kg ほか3件」と朱書された小封筒の中に入れて封印をする。
 - b 上記aの入札書が入った小封筒と資格決定通知書(写)を郵送用封筒に入れて配達証明できる郵便又はメール便にて送付する。
- (イ) 到着の確認
 - 郵送入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。
- (3) 再度入札
 - ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。
 - イ 郵便による入札者がいる場合
 - (7) 再度入札の実施日時
 - 令和5年1月20日(金) 13時00分
 - (イ) 郵便入札の要領
 - a 送付期限
 - 令和5年1月19日(木) 17時00分(必着)
 - b その他の要領
 - 初度の入札と同様
- (4) 資格審査結果通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出する。(FAX可)
- (5) 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。
- (6) 同等品をもって入札をする場合は、令和5年1月10日(火)17時までに「入札及び契約心得」で示す「同等品判定依頼書」の様式をもって契約課担当者に提出し、入札前に書面をもって承認を受けなければならない。なお、その合否については入札日前日までに連絡をすると共にインターネットで公表する。
- (7) 入札に関する問い合わせ先
 - 〒061-1393 恵庭市西島松308
 - 陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課 担当：秋山(あきやま)
 - 電話 0123-36-8611(内線5343)
- (8) 公告掲示場所
 - ア 掲示板
 - (7) 島松駐屯地
 - (イ) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所
 - イ 北海道補給処ホームページ
 - <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (9) 公告掲示期間
 - 令和4年12月16日～令和5年1月17日

内 訳 書

No.	品 名	規 格	単位	数量
1	おの 洋形 1. 8 K g	仕様書、調達要領指定書のとおり	EA	450
2	ショベル 丸型 一般用・丸形2番	仕様書、調達要領指定書のとおり	EA	900
3	つるはし (マトック2. 7 k g)	仕様書、調達要領指定書のとおり	EA	32
4	バチツルハンシ	仕様書、調達要領指定書のとおり	EA	200

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が社会更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

調達要領指定書	発 簡 番 号	4 - 6 2
	調 達 要 求 番 号	2 M C C 1 A S · 0 3 0 1
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 1 2 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 施 設 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 1 日
品 名	おの洋形 1. 8 k g	
仕 様 書 番 号	NE-A100004C	

指定事項：次の通り仕様書を補足する。

1 総則

1.3 種類

種類は、表1の洋形 1. 8 k gとする。

2 製品に関する要求

2.7 製品の表示

製品の表示は、不要とする。

調達要求番号:2MCC|AS030|

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	5110-000-3997-5	仕 様 書 番 号
おの		NE-A100004C
	防衛大臣承認	平成 年 月 日
	作 成	平成20年12月1日
	変 更	平成26年3月24日
	作成部隊等名	北海道補給処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達するおのについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001の1.2による。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1-種類

種 類	呼 び 質 量
	単 位 K g
洋 形	1.0
	1.8
大 工 形	0.6
	2.3

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称、種類及び呼び質量による。

例：おの洋形1.8 kg

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS G 3101

一般構造用圧延鋼材

JIS G 4401

炭素工具鋼鋼材

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001

陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 製品に関する要求

2.1 材料

材料は、表2による。

表2-材料

洋形頭部	J I S G 4401のSK95又はこれと同等以上の材質
大工形頭部	地金 J I S G 3101のSS330又はこれと同等以上の材質 刃金 J I S G 4401のSK95又はこれと同等以上の材質
柄	かし又はこれに準ずる品質を有する木で含水率18%以下のものとする。

2.2 形状・寸法・質量

形状は、図1及び図2によるものとし、寸法及び質量は、表3及び表4による。

2.3 外観

外観は、割れ、傷、まくれ、錆及びその他使用上有害な欠点がなく、仕上げが良好なものとする。

2.4 機能

機能は、おのを通常の状態で使用した場合、刃こぼれ、刃先の変形、頭部のひび割れ、柄の損傷などがなく、切れ味が良好であるものとする。

2.5 硬さ

硬さは、次による。

- a) 洋形頭部は、HRC40～55相当の硬さとする。
- b) 大工形頭部は、HRC55～65相当の硬さとする。

2.6 塗装

塗装は、製造会社の社内規格によるほか、特に必要とする場合は、調達要領指定書によって指定する。

2.7 製品の表示

製品の表示は、GLT-CG-Z000001の2.3によるほか、特に必要とする場合は調達要領指定書によって指定する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等の定める検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の箇条4による。

5 その他の指示

5.1 附属品

大工形のものには、調達要領指定書によって指定する場合を除き、刃当てをつけるものとする。

5.2 納入書類

契約の相手方は、品質保証書を納入時提出するものとする。

5.3 その他の必要事項

その他の必要事項については、調達要領指定書によって指定する。

5.4 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容について疑義を生じた場合は、すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

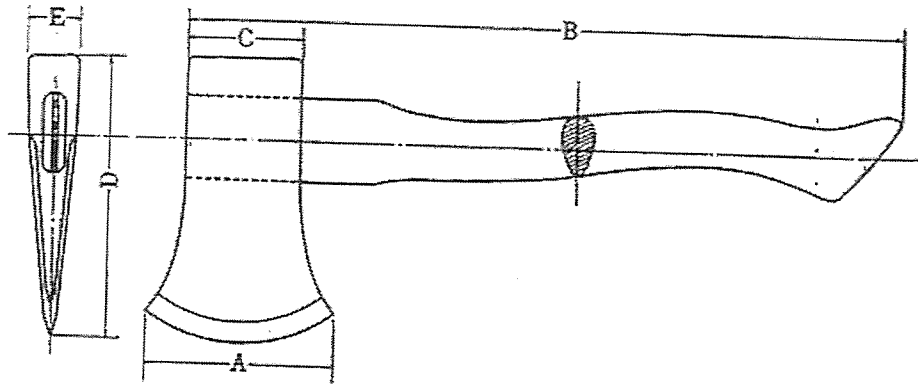


図 1-形状 (洋形おの)

表 3-寸法及び質量 (洋形おの)

		単位 mm				
呼び質量 (K g)	頭部室料 (K g)	A	B	C	D	E
1. 0	1. 0	90	400	60	150	23
1. 8	1. 8	130	900	70	170	33

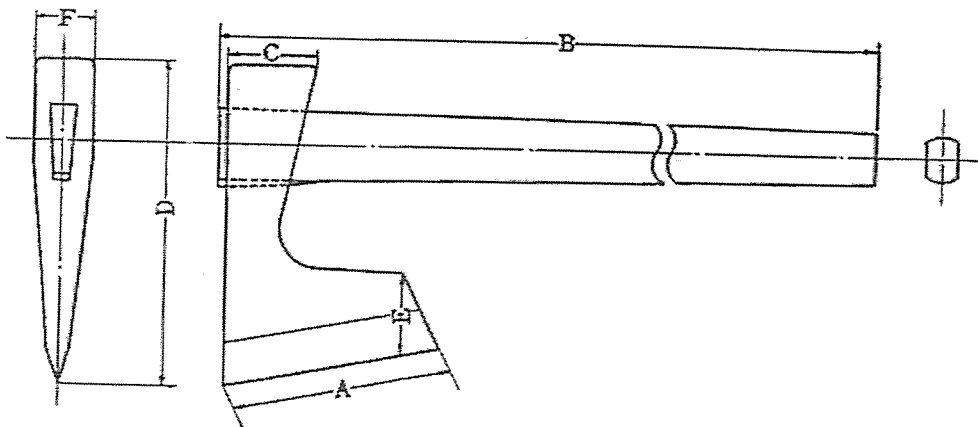


図 2-形状 (大工形おの)

表 4-寸法及び質量 (大工形おの)

		単位 mm				
呼び質量 (K g)	頭部質量 (K g)	A	B	C	D	E
0. 6	0. 6	105	360	35	135	27
2. 3	2. 3	155	800	48	193	38

調達要領指定書	発 簡 番 号	4 - 6 3
	調 達 要 求 番 号	2 M C C 1 A S 0 3 0 1
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 1 2 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 施 設 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 1 月 1 日
品 名	シヨベル 丸形2番	
仕 様 書 番 号	NE-A100006C	

指定事項：次の通り仕様書を補足する。

2 製品に関する要求

2.2 材料

b) 軸部の材料は、パイプ製とする。

2.7 塗装

塗装については、NDS Z 8201 に規定するOD色で塗装するものとする。

2.8 製品の表示

製品の表示は、不要とする。

調達要求番号：2MCCIAS0301

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	5120-000-2979-5	仕様書番号
ショベル	NE-A100006C	
	防衛大臣承認	平成 年 月 日
	作成	平成20年12月1日
	変更	平成26年3月24日
	作成部隊等名	北海道補給処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達するショベルについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS A 8902 ショベル及びスコップ

JIS Z 2245 ロックウエル硬さ試験方法

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

ショベルは、JIS A 8902に適合したショベル丸型2番とする。

2.2 材料

材料は、次のとおりとする。

a) さじ部の材料は、表1に示す化学成分の鋼板又はこれと同等以上の品質をもつ鋼板とする。

表1—化学成分

単位：%

C	Si	Mn	P	S
0.40~0.55	0.35以下	0.75以下	0.050以下	0.050以下

- b) 軸部の材料は、木又はパイプとし、木製については、かし又はこれに準じる品質を有する堅木で、含水率18%以下のものとする。パイプ製については、構造用鋼、ステンレス鋼、アルミニウム、樹脂などのパイプ又はこれらの材料を組み合わせたものとする。
- c) 握り部の材料は、木、構造用鋼、ステンレス鋼、アルミニウム、樹脂又はこれらの材料を組み合わせたものとする。

2.3 構造

軸部は、木製においては、リベットを用いてさじ部と十分に緊結しなければならない。また、パイプ製では、溶接、はめあい、リベットなどの結合を用いて、さじ部と十分に緊結しなければならない。

2.4 形状・寸法

形状及び寸法は、図1及び表2に示すとおりとする。なお、軸部はその断面形状によって、円形軸又は異形軸とする。また、握り部の形状はY形とする。

2.5 外観

外観は、次のとおりとする。

- a) さじ部の表面には、使用上有害なきず、割れその他の欠点があってはならない。
- b) 柄部は、木製では表面が滑らかで、使用上有害なふし、目切、くされ、虫食い、曲がりなどの欠点があってはならない。パイプ製では、使用上有害な突起、くぼみ、曲がりなどの欠点があってはならない。

2.6 性能・機能

性能及び機能は、次のとおりとする。

- a) さじ部は、適当な熱処理を行い、刃先から25～50 mmの箇所における硬さは、3.1に規定する試験を行ったとき、HRC37～49でなければならない。
- b) 3.1 b)の荷重試験を行い、破損、緩み又は著しい変形がなく、かつ、試験の前後において握り部の位置の差が25 mmを越えてはならない。

2.7 塗装

塗装は、製造会社の社内規格によるほか、特に必要とする場合は、調達要領指定書によって指定する。

2.8 製品の表示

製品の表示は、GLT-CG-Z000001の2.3によるほか、特に必要とする場合は、調達要領指定書によって指定する。

3 品質保証

3.1 試験

試験は、次のとおりとする。

- a) さじ部の硬さは、刃先から25～50 mmの任意の3箇所において、JIS Z 2245によって測定し、その平均値とする。
- b) 荷重試験は、図2に示すように押さえ金具Pの縦の中心線(A-A)が刃先先端から50 mmの位置にあるように、また横の中心線(B-B)が柄部の中心線に直角になるようにさじ部を締め付け、握り部に質量Mのおもりを1分間かけた後これを取り除き、さじ部及び柄部の破損、緩み、変形などの異状及びおもりをかける前と取り除いた後との握り部の位置の差(mm)を調べる。

ただし、おもりの質量 M の値は、木柄については60 kg、パイプ柄については80 kgとする。

3.2 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等の定める検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の箇条4による。

5 その他の指示

5.1 納入書類

契約の相手方は、品質保証書を納入時提出するものとする。

5.2 その他の必要事項

その他の必要事項については、調達要領指定書によって指定する。

5.3 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容について疑義を生じた場合は、すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

単位 mm

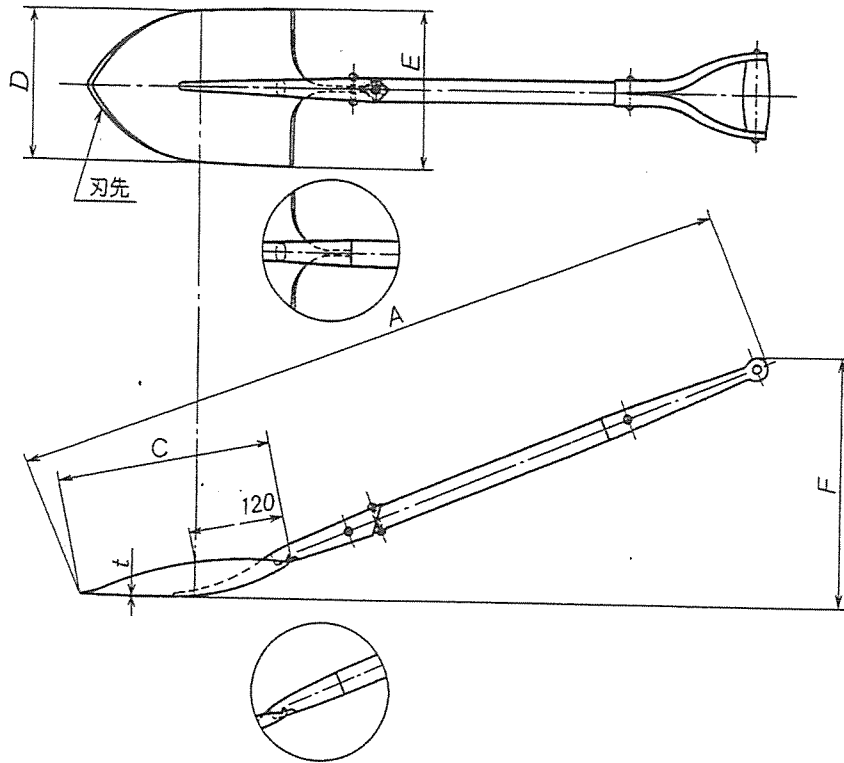


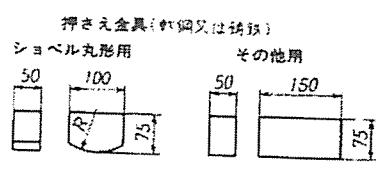
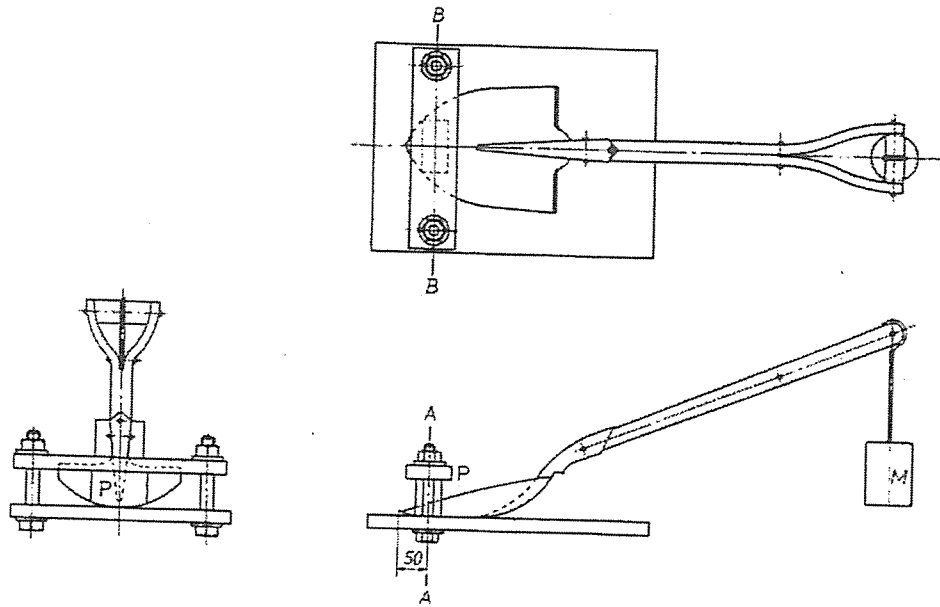
図 1—ショベル丸形 2 番形状

表 2—ショベル丸形 2 番寸法

単位 mm

	全長 A	高さ F	さじ部			
			厚さ t	長さ C	幅 D	肩幅 E
寸法	970	325~425	1.6	292	224	232
許容差	±10		±0.16	±5	±5	±5

単位 mm



RはきしみのRに合わせること。

図 2—荷重試験

調達要領指定書	発 簡 番 号	4 - 9 1
	調 達 要 求 番 号	2 M C C 1 A S O 3 0 1
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 1 2 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 施 設 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 1 月 1 日
品 名	つるはし (マトック 2.7 kg)	
仕 様 書 番 号	NE-A100005C	

指定事項：次の通り仕様書を補足する。

1 総則

1.3 種類

種類は、表1のマトック 2.7 kgとする。

2 製品に関する要求

2.6 製品の表示

製品の表示は、不要とする。

調達要求番号：2MCCIAS0301

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	5120-000-2980-5	仕 様 書 番 号	
つるはし		NE-A100005C	
		防衛大臣承認	平成 年 月 日
		作 成	平成20年12月1日
		変 更	平成26年3月24日
		作成部隊等名	北海道補給処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達するつるはしについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001の1.2による。

1.3 種類

つるはしの種類は、2種類に区分し、その名称及び金属部の質量は表1のとおりとする。

表1-種類

単位 Kg

種 類	質 量
ピ ッ ク	3.0
マ ト ッ ク	2.7

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称、種類及び質量による。

例：つるはし（マトック2.7 kg）

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S G 3 2 0 1 炭素鋼鍛鋼品

b) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 製品に関する要求

2.1 材料

材料は、次による。

- a) 金属部は、JIS G 3201に規定するSF540A, SF540B, SF590A, SF590B又はこれらと同等以上の品質を有する鋼材とする。
- b) 柄は、かし又はこれに準じる品質を有する堅木で、含水率は18%以下とする。

2.2 構造・形状・寸法・質量

つるはし各部の名称は、図1によるものとし、形状・寸法・質量は次による。

- a) ピックの金属部形状、寸法及び質量は図2及び表2による。
- b) マトックの金属部形状、寸法及び質量は図3及び表3による。
- c) 柄の形状及び寸法は図4による。

2.3 外観

外観は、次による。

- a) 金属部は、表面にきず、割れ、その他使用上有害な欠点があってはならない。
- b) 柄は、表面が滑らかで、使用上有害な節、目切れ、腐れ、虫食い、曲がりなどの欠点があってはならない。

2.4 性能・機能

性能・機能は、次による。

- a) つるはしを通常の状態で使用した場合、先端の変形、頭部のひび割れ、柄の損傷などがないものとする。
- b) 金属部の先端は、適当な熱処理を行い、表2及び表3に示す硬さをもつものでなければならない。

2.5 塗装

塗装は、製造会社の社内規格によるほか、特に必要とする場合は、調達要領指定書によって指定する。

2.6 製品の表示

製品の表示は、GLT-CG-Z000001の2.3によるほか、特に必要とする場合は調達要領指定書によって指定する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等の定める検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、GLT-CG-Z000001の箇条4によるほか、特に示す場合は調達要領指定書によって示すものとする。

5 その他の指示

その他の必要事項については、調達要領指定書によって指定する。

5.1 納入書類

契約の相手方は、品質保証書を納入時提出するものとする。

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容について疑義を生じた場合は、すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

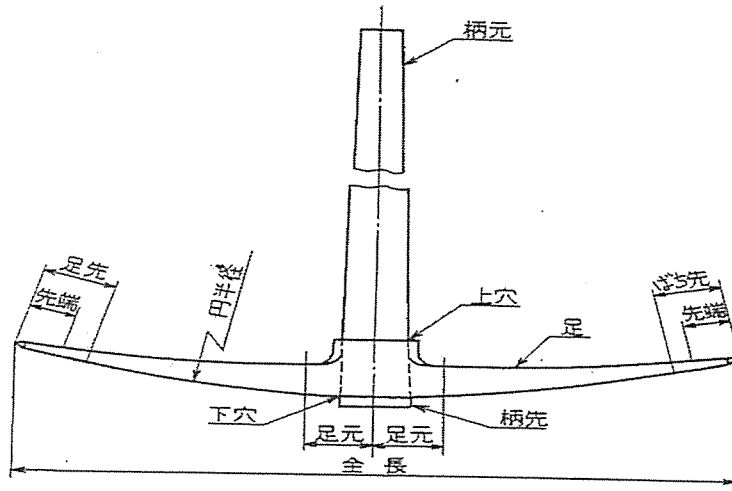


図1-つるはし各部の名称

単位 mm

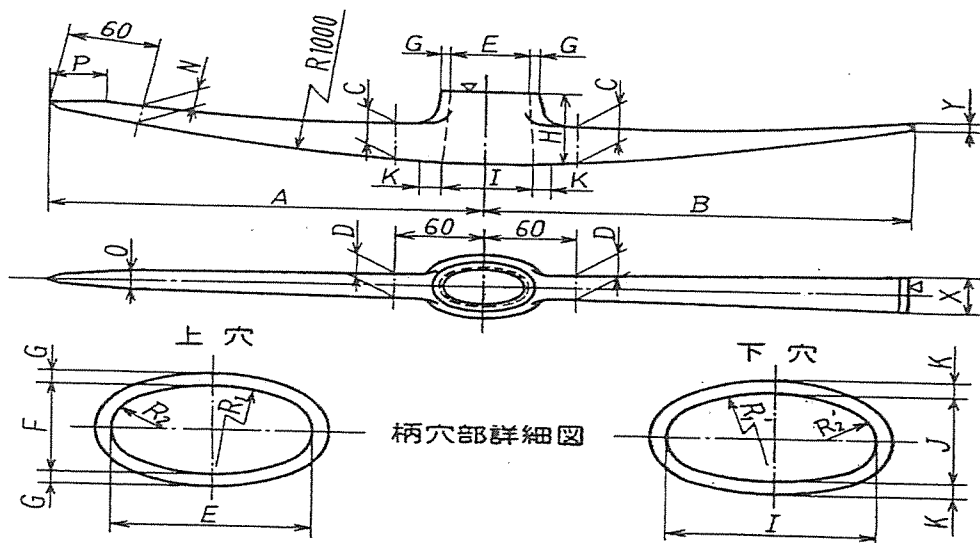


図2-金属部の形状 (ピック)

表2—寸法及び質量（ピック）

単位：mm

質量 kg	長さ		柄 穴 部												
	全長		足元		上 穴					中 央	下 穴				
					穴内側				側 辺		穴内側				側 辺
	A	B	C	D	E	F	R ₁	R ₂		G	H	I	J	R' ₁	
3.0	315	305	36	25	58	34	45	12.5	6	65	64	36	46	11	10
+0.2	+6	+6			±2	±1			+2	±3	±2	±1			+3
-0.1	-3	-3							-1						-2

両端部					焼入部		
足先			ばち先		寸法		硬さ (シヨア)
基点		先端	先端		足 先	ば ち 先	
N	O	P	X	Y			
20	18	40	37	5	60	30	50 以上

注記 許容差を付けてないものは、標準を示したものである。

単位 mm

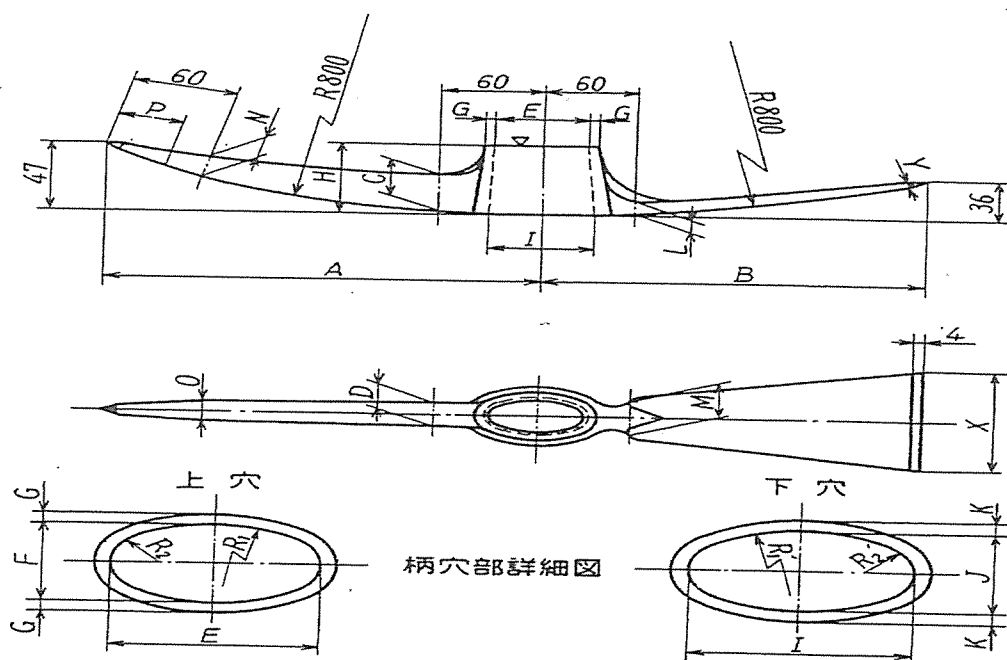


図3—金属部の形状（マトック）

表3—寸法及び質量（マトック）

単位：mm

質量 kg	長さ		柄 穴 部												
	全長		足元		上 穴					中 央	下 穴				
					穴内側				側 辺		穴内側				側 辺
	A	B	C	D	E	F	R ₁	R ₂		G	H	I	J	R' ₁	
2.7	270	245	38	25	58	34	45	12.5	6	65	64	36	46	11	10
+0.2	+5	+5			±2	±1			+2	±3	±2	±1			+3
-0.1	-3	-2							-1						-2

柄穴部		両端部					焼入部		
足先		足先			ばち先		寸法		硬さ (シヨフ)
		基点		先端		足 先	刃 先		
L	M	N	O	P	X	Y			
12	37	22	18	40	102	3.5	50	20	50 以上

注記 許容差を付けてないものは、標準を示したものである

単位 mm

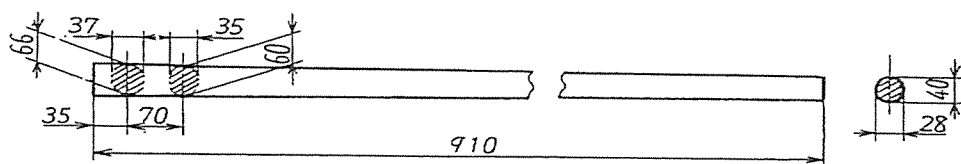


図4—つるはし用柄

調達要領指定書	発 簡 番 号	4 - 9 0
	調 達 要 求 番 号	2 M C C 1 A S O 3 0 1
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 1 2 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 施 設 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 6 日

品 名	バチツルハシ 2.5 kg
-----	---------------

仕 様 書 番 号	NE-Z100002
-----------	------------

指定事項：次の通り仕様書を補足する。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、表1による。

表1-調達品目表

項目番号	品名	カタログ製品名
0004	バチツルハシ 2.5 kg	トンボ工業(株) B25G-910 又は同等以上のもの(他社製品を含む。)

注^{a)} この表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

3.2 構造・形状・寸法・性能・質量など

同等と判断する要求基準は、次による。

- a) 頭部と柄を組み合わせたものとする。
- b) 頭部の材質は、スチール製とし、質量は、2.5 kgとする。
- c) 頭部の全長は、560 mmとする。
- d) バチ幅は、102 mmとする。
- e) 柄は木製とし、全長は、910 mm標準とする。

3.4 製品の表示

製品の表示は、不要とする。

調達要求番号：2MCC|AS030|

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	5 20-286-5606-5	仕 様 書 番 号
施設器材等市販品調達	NE-Z100002	
	作 成	平成24年 5月30日
	変 更	平成 年 月 日
	作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において施設器材等の市販品調達を行う場合、必要な共通事項について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001の1.2による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者などの使用している商品目録、パンフレットなどをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S 日本工業規格

N D S Z 8 0 1 1 角形銘板

b) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達要領指定書によって指定する。

3.2 構造・形状・寸法・性能・質量など

構造・形状・寸法・性能・質量などは、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製造者の定める仕様及びJ I S又はJ I Sに準ずる規格などによる。


3.3 外観

外観は、仕上げ良好で、きず、割れ、まくれ、さびその他の有害な欠陥があってはならない。

3.4 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、図1に示す様式の銘板を製品本体の適宜の位置に堅固に接着するものとする。

単位 mm

陸 上 自 衛 隊 		25
物品番号	(該当事項を記入)	
品 名	(製品の呼び方を記入)	
納入年月	(西暦年月を記入)	
納入者	(契約の相手方の名称又は略号を記入)	
50		

注記1 銘板の材料は、NDS Z 8011で指定するアルミニウムはくとする。

注記2 用字及び書体は、NDS Z 8011による。

注記3 寸法は、標準を示す。

図1—様式及び記入要領

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習とする。

5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の4.2による。

6 その他の指示

この仕様書の内容について疑義を生じた場合は、すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。